

[問]

昭和41年度 (問題)

午前の部

次の4問のうち、1.、2.の2問または3.、4.の2問のいずれかの組をえらんで解答せよ。

1. 次のうち4つをえらんで簡単に説明せよ。
 - ア. 自殺
 - イ. 原契約への復旧(復元または復帰ともいう。)
 - ウ. 生命保険料控除制度
 - エ. 生命保険外務員試験の法的効果
 - オ. 厚生年金基金
2. 生命保険会社の財産利用の制限について述べよ。
3. 次のうち4つをえらんで簡単に説明せよ。
 - ア. 厚生年金保険法にいう「国庫負担」
 - イ. 厚生年金基金連合会
 - ウ. 信託宣言
 - エ. 信託財産の合有
 - オ. 法定信託
4. 厚生年金基金における年金給付について、最低の基準とされる支給要件と給付額の内容を、法令、認可基準にもとづいて述べよ。

午後の部

次の4問のうち、5.、6.の2問または7.、8.の2問のいずれかの組をえらんで解答せよ。

5. 他人のための生命保険契約について、その意義および性質を述べよ。
6. 「企業年金保険は、従来の保険商品がレディ・メイドの商品であったのに対し、オーダーメイドの商品である。」とよくいわれるが、これにつき次の間に答えよ。

〔問〕

- ア. 企業年金保険がオーダー・メイド商品であるとは、保険商品としての性格上、いかなる点を指すのか。これは約款面にどのように表現されているか。
- イ. いわゆる「適格企業年金保険」は、完全な意味でのオーダー・メイド商品ではない。それはどの点か、具体的に述べよ。

7. 動産の信託について

- ア. 信託業法上の問題
 - イ. 仕組み
 - ウ. その効用
- に分けて説明せよ。

8. 信託財産とは何か。

- ア. その意義を明らかにし、営業信託における信託財産の種類を列挙せよ。
- イ. 信託財産と受託者の固有財産とは、いかなる方法で区別され、いかなる点において法律上異なる取り扱いを受けるか。

昭和 41 年度 (解答)

午 前 の 部

1. ア. 自 殺

自殺とは、故意に自己の生命を断つ意思をもって遂行した事実をいい、意思無能力者、精神病その他精神障害中または心神耗弱・喪失中の者の自殺、過失による自殺等、故意に自己の生命を断つ意思が認められない場合は、自殺とはいえない。(大判大5, 2, 12)

保険者は、所定の保険事故が発生した場合、約定の保険金を支払う義務を負う(商法673条)のであるが、生命保険契約の性質上要請される当事者間の信義誠実則に反し、また生命保険契約が不当に利用されるのを防ぐため、自殺は法定免責事由として取り扱われている。(商法680条) しかしながら、契約締結後相当年月経過後の自殺は、保険契約の締結と必ずしも直接の結びつきが少ないとの理由のもとに約款の多くは契約日以後2年(若干の例は1年)以内の自殺に限り免責とすることとし、商法の規定を修正しており、学説もまたこの修正の効力を認めているので、今日、契約日から2年(若干の例は1年)経過後の自殺については、保険金支払の責を負うこととなっている。

イ. 原契約への復旧(復元・復帰)

約款の規定によって、主として延長定期保険または払済保険に変更した後、再び約款の規定によって契約をその変更前の状態に復して継続させることをいう。

この復旧が約款に規定されたのは比較的新しく、どのような法的性格をもつかあまり論じられていないため、その性格は不明であるので、現時点においては、約款の規定によって契約者に与えられた請求権の一つであると単純に解しておくのが妥当であろう。

なお、この復旧に関する請求権の行使については、一般に、延長定期保険または払済保険に変更後3年以内に行なうことが要求されるほか、逆選択防止の観点から、診査、告知等による危険選択(諾否権の行使)が行なわれ、またその復旧を保険会社が認めた場合には、変更日以後復旧日までの未払込保険料(または責任準備金の差額)を払い込むことが要求されているなど、その手続面において契約復活の場合と非常に類似している。

ウ. 生命保険料控除制度

生命保険料控除制度とは、自己の責任において経済生活の保障を得ようとする者を税

法上優遇し、それを促進しようとする制度であるが、この制度が大正13年に創設された当時は、国民の経済生活の保障というよりむしろ生命保険を通じての資本調達すなわち長期貯蓄の奨励という点に重点が置かれていた。しかし、戦後わが国に社会保障制度が成立し、生命保険の社会保障に対して果たす補完作用が認識されるようになるにつれて、生命保険料控除制度の存在理由が生命保険の社会保障に対する補完作用に求められるようになり、この制度は税法上社会保険料控除制度に準じて取り扱われるべきであるとする考え方が支配的となった。

現行所得税法による取扱いは次のとおりである。

- ① 保険契約者（契約上の契約者ではなく実際に保険料を支払った者をいうが、特に反証がない限り契約上の契約者が保険料を支払ったものとみなされる。昭26. 4. 25通達）が支払う生命保険料（配当の支払を受けた場合はその金額を差し引き、実際に支払った保険料の実額をいう。）については、年額25,000円（41年は23,600円）まで全額、25,000円（41年は23,600円）を超える分についてはその半額（ただし、5万円を限度とする。）が所得から控除される。（所得税法75条）
- ② この生命保険料の所得控除を受けるためには、少なくとも当該保険契約が次の要件を具備していなければならない。
 - ア 保険金受取人のすべてを保険契約者自身または保険契約者と生計を一にする配偶者その他の親族とすること。（同法75条）
 - イ 保険期間5年未満の生存保険契約でないこと。（昭26年通達）

エ. 生命保険外務員試験の法的効果

生命保険協会は、昭和37年7月保険審議会から大蔵大臣あて提出された「生命保険募集に関する答申」を尊重し、昭和38年4月1日から「生命保険募集取締に関する法律」才3条の規定に基づいて新たに生命保険の募集人として登録を受けようとする者に対して試験制度を実施することとした。この試験制度は、生命保険募集人の資質の向上を図ることを目的として生命保険協会が自主的に行なうものであって、主務省としてはこの制度の運営等に関与しない建前となっている。したがって、この試験制度が募集法才3条に規定する登録の要件となっているものではないので、この試験制度そのものに法的効果を直接的に認めることはできないと一般的に解されている。

しかしながら、この制度の実施にあたって主務省から発せられた通達（蔵銀汁332号昭38. 3. 25）により、38年4月1日以降生命保険の募集人として新たに登録する

には、募取法第3条第3項に規定する添付書類にあわせて生命保険協会が発行するこの試験の合格証明書を提出することとなっているため、この合格証明書がないものについては主務大臣は募取法第5条により登録を拒否することもできるので、実態として（行政指導上）の法的効果は認められることとなる。

なお、この試験制度の実施に伴い、保険契約締結の代理または媒介を行なわない集金人および集金代理店は、今後募取法第3条の登録を行わなくてよいこととなった。（上記通達）ただし、直接募集行為に従事することなく、単に見込客を紹介するにとどまる紹介代理店については、本社および支社の管理職の場合と同様試験のみが免除され、その登録を行なうことは従前どおりである。

オ. 厚生年金基金

厚生年金基金とは、昭和40年の厚生年金保険法の改正に伴い採用された調整年金制度の実施のため設立される特別の法人で、1または2以上の企業を基礎とし、その企業の従業員を加入者として厚生大臣の認可を得て設立されたものである。このようにして設立された厚生年金基金は、その加入員に対し、国家にかわって厚生年金保険による老齢年金給付および通算老齢年金給付のうちの報酬比例部分の給付を行なうことになる。

なお、厚生年金基金は、この報酬比例部分の給付を行なうことについて、厚生年金保険法上いろいろの規制を受けているが、この給付を行なうため生命保険会社との間に保険契約（このために提供される保険を厚生年金基金保険という。）を、または信託銀行との間に年金信託契約を締結しなければならないところに大きな特色があるといえよう。

2. 生保会社にとって、保険金支払に支障を来さないよう保険契約者から収受した金額を安全、確実、有利に管理運用することは極めて大切なことである。従って、財産利用（資産の運用）は、保険事業固有の業務ではないが、各社ごとに基礎書類の一つである財産利用方法書にその方針を規定しなければならないことになっている。しかも財産利用の巧拙は、保険事業全般にわたっても重要な関係があるので法令上の規定のみでなく、実際に行政上においてもきびしい監督規制が実施されている。

生保会社は、財産利用方法書にその方法を規定すればよいとはいえ、規定し得る財産利用の範囲は、保険業法施行規則第18条～第23条により可なりきびしく制限を受けている。即ち、保険業法施行規則第18条によれば、財産利用は、次の方法による以外は出来ないことになっている。

- ① 国債，地方債，特殊法人の発行する債券，社債，または株式の所有
- ② 外国の国債，地方債，社債，または株式の所有
- ③ 前二号の有価証券を担保とする貸付
- ④ 不動産の所有
- ⑤ 不動産または財団を担保とする貸付
- ⑥ 公共団体に対する貸付
- ⑦ 保険約款の規定による貸付
- ⑧ 郵便貯金または銀行預金
- ⑨ 信託会社に対する金銭または有価証券の信託
- ⑩ その他大蔵大臣の認可を受けた方法

さらに，保険業法第19条では，特別の事情により大蔵大臣の認可を受けない限り同一範疇の財産，同一物件，同一相手方に対して利用割合が過度に集中することを禁じ，財産利用の総資産に対する割合について次のような制限が設けられている。

① 株式の所有	10分の3
② 不動産の所有	10分の2
③ 同一会社の社債および株式の所有並びにこれらを担保とする貸付	10分の1
④ 同一人に対する貸付	10分の1
⑤ 同一銀行に対する預金または同一信託会社に対する信託	10分の1
⑥ 同一物件を担保とする貸付	20分の1

なお，③～⑤の方法により利用する金額は，これを通算することになっている。

以上のような規制をうけているが近年における生保会社の資産の増加による金融力の増大からすればその運用については，安全性と共に社会経済に更に貢献し得るよう広い範囲で考えていく必要がある。そこで最近貸付の際の担保物件の範囲の拡大等をはかる動きが業界，監督官庁両方からおこっており制限が緩和されることも近いと期待される。

3. ア. 厚生年金保険法にいう「国庫負担」

a. 厚生年金保険給付についての国庫負担

- (1) 厚生年金保険法第80条は，公的年金制度としての厚生年金保険給付のすべて（ただし，受給権者が被保険者であるため，給付額の $\frac{20}{100}$ について支給を停止されている老齢年金または通算老齢年金を除く）について，給付に要する費用の一部

を国庫が負担するものと定めている。

この給付費用についての国庫負担の額は次の通り。

- (ウ) 被保険者期間の全部がオ3種被保険者（坑内夫）としてのものである場合

$$\text{保険給付に要する費用の } \frac{25}{100}$$

- (イ) 被保険者期間の全部がオ3種被保険者以外の被保険者（一般男子，一般女子，任意継続被保険者）としてのものである場合

$$\text{保険給付に要する費用の } \frac{20}{100}$$

- (ウ) 被保険者期間の一部がオ3種被保険者としてのものである場合

保険給付に要する費用の $\frac{20}{100}$ に、次により計算した額を加えた額

$$\text{保険給付に要する費用} \times \frac{5}{100} \times \frac{A \times B}{A \times B + C \times D}$$

A：オ3種被保険者期間の平均標準報酬月額

B：オ3種被保険者期間月数

C：オ3種被保険者以外の被保険者期間の平均標準報酬月額

D：オ3種被保険者以外の被保険者期間月数

- (2) また、同条オ2項では、上記給付費用のほか、毎年度予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用を、国庫が負担する旨定めている。

b. 厚生年金基金の行なう年金給付についての国庫負担

- (1) 昭和40年6月1日付厚生年金保険法の改正により、企業等が厚生年金基金を設立し、その厚生年金基金が、厚生年金保険給付のうち、老齢年金、通算老齢年金の報酬比例部分給付を代行することが認められることとなったが、これに伴い同法オ137条は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を国庫が負担する旨定めている。

- (2) 基金の行なう年金給付に要する費用についての国庫負担は、次のいずれかによる。

- (ウ) オ137条オ2項による方式（いわゆる2項方式）

これは、基金を設立しなかったとした場合に受けることとなるであろう額と同額の国庫負担を行なう方式である。すなわち、

- (a) 老齢年金又は通算老齢年金（その全額につき支給を停止されているもの及び受給権者が被保険者であるため、給付額の $\frac{20}{100}$ について支給を停止されているものを除く）の受給権者に基金が支給する年金給付について

- (b) その年金給付のうちの代行給付相当額すなわち

(加入員期間の平均標準報酬月額) $\times \frac{10}{1000} \times$ (加入員期間月数)

に対し

特例才1種被保険者(一般男子加入員) } $\dots \frac{20}{100}$
特例才2種被保険者(一般女子加入員) }
特例才3種被保険者(坑内夫加入員) $\dots \dots \dots \frac{25}{100}$

を乗じた額を国庫負担とする方法である。

なお、加入員期間の一部が特例才3種被保険者期間である者については、国庫負担の額は、特例才3種被保険者期間に対応する給付額に $\frac{25}{100}$ を乗じた額と、特例才3種以外の被保険者期間に対応する給付額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額との合算額とされる。

この方式によると、たとえば他企業への再就職により厚生年金の被保険者となったために老齢年金を受ける権利を失った場合に、基金の方で年金給付は行なってもそれについての国庫負担は行なわれないことになる。

(イ) 才137条才3項による方式(いわゆる3項方式)

2項方式によって国庫負担を受けるためには、基金からの年金給付を受ける者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者であるかどうかを確認する必要がある。ところで、老齢年金、通算老齢年金の受給権は、65歳未満での厚生年金被保険者資格再取得により失権するが、実際問題としては、当該基金を脱退した者が他の適用事業所に雇用されたかどうかを常時把握して国庫負担の請求を行なうことは、基金にとって非常に困難であり、かつ厚生年金保険法並びに認可基準によって、基金の行なう年金給付の失権事由は死亡と当該基金への再加入に限定されている(法才131条才2項、認可基準才三、年金給付に関する事項)事情もあるので、これらの事情に適合した国庫負担の方式を才137条才3項で認めたのである。

(a) この方式に従えば、基金の加入員又は加入員であった者のうち、現に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を有しているか否かを問わず、単に老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件をみたし、かつ支給開始年齢に達している者に当該基金が支給する年金給付について、国庫負担を行なうものとすることができる。(上述の事情から、実際には殆んどすべての基金は、この方式により国庫負担を行なうこととなる。)

(b) この場合、国庫負担を受ける年金給付の額については、代行給付相当額として

前記(ア)(b)の額(法第132条第2項各号参照)と同額とされているが、死亡と当該基金への再加入以外には、年金の失権事由としないため、実質的には老齢年金、通算老齢年金を平均的に14%程度上廻る給付となるので、国庫負担はこの点を調整すべく、すなわち一般男子、一般女子の加入員についていえば、老齢年金の受給権者に対して交付される代行給付相当額の $\frac{20}{100}$ の国庫負担の現価額と、老齢年金の受給資格要件をみたし、かつ支給開始年齢に達している者に対して交付される国庫負担の現価額とが等しくなるように($\frac{20}{100} \times \frac{100}{114} \doteq \frac{17.5}{100}$)、基金の行なう年金給付についての国庫負担の割合を $\frac{17.5}{100}$ と定めたのである。

(厚生年金基金令第31条参照)

特例第3種被保険者については同様に $\frac{25}{100} \times \frac{100}{114} \doteq \frac{21.9}{100}$ から $\frac{21.9}{100}$ とされている。

c. 厚生年金基金連合会の行なう年金給付についての国庫負担

厚生年金保険法第165条は、後述のような各基金からの中途脱退者に対するコマ切れ年金の通算センターとして厚生年金基金連合会の行なう年金給付について、基金の行なう年金給付の場合と全く同様の国庫負担を行なうことを規定している。

イ. 厚生年金基金連合会

a. 連合会の性格と機能

基金の加入員が、その基金の本来的な年金を受けるための年限(厚生年金保険法第160条、厚生年金基金令第50条により15年とされる。)をみたまらずに途中で退職した場合(中途脱退という)、中途脱退者にかかる短期の期間に見合う年金給付の支給を共同して行なうため、基金は共同して厚生年金基金連合会を設立することができる。(同法第149条)

したがって、連合会は、各基金の中途脱退者についてのコマ切れ年金の支給をまとめて扱う機関であり、中途脱退者の年金給付を一元的に行なういわば年金通算センターである。また、連合会は、基金と同様な特別法人であり、(同法第150条)おおむね基金に準じた性格が与えられている。

b. 連合会の設立

連合会を設立しようとするときは、5以上の基金が共同して規約をつくり、基金の $\frac{3}{5}$ 以上の同意を得て厚生大臣の認可を受けなければならない。(同法第152条第1項第2項)

厚生大臣は、必要と認めるときは基金に対し連合会への加入を命ずることができる。(同法第152条第4項)連合会加入の基金の数が少いと、通算センターとしての機能が著るしく阻害され、中途脱退者の年金権保護に欠けるおそれも考えられるので、かかる規定が設けられたのである。連合会は、通算センターとしての性格上当然に、全国を通じて一つで(同法第149条第2項)中途脱退者の年金給付の支給に関しては、基金は連合会への加入の有無にかかわらず、支給義務の連合会への移転とそれに伴う現価相当額(年金給付の現価に相当する金額)の移換を行なうことができ、連合会は基金からの支給義務の移転の申出を拒絶することはできない。(同法第160条第1項～第3項)

この支給義務移転の申出のできる対象となる中途脱退者については、前記のとおり厚生年金保険法第160条、厚生年金基金令第50条により、基金への加入期間15年未満の者とされるが、さらに認可基準では、その中途脱退者に関する事項として、(1)出向による退職者であって将来当該基金に再加入する見込のある者、(2)一定年齢以上の高齢者、の二つの場合を除き、加入員期間10年未満の者については、一律にその者に対する年金給付の支給義務を連合会に移転するものとしなければならないと定めている。

なお、支給義務の移転に伴い、連合会に移換すべき現価相当額としては、60歳開始据置年金現価とすることとされている。

c. 連合会の機関

連合会には議決機関として基金の理事長において互選される評議員をもって構成する評議員会、執行機関及び監査機関として理事長、理事及び監事等の役員がおかれる。これらの機関や役員等の定数、選任等については、連合会の規約で定められることになるほか、基金の場合とほぼ同じ取り扱いが認められる。(同法第155条～158条)

d. 連合会の事業

連合会の主たる業務は、すでに述べたとおり、基金から移換を受けた年金現価相当額に見合った中途脱退者の年金給付の裁定(厚生年金保険法第163条)及び支払いを行なうことにあるが、基金に対する指導、連絡その他連絡調整機関として所定の附帯事業を行なうことも認められる。(同法第159条第1項第2項、厚生年金基金令第49条)

c. 連合会の財務その他

連合会が支給する年金給付に要する費用は、前述のごとく、各基金から移換をうける掘置年金現価相当額の交付金でまかなわれる。これに対しても基金の場合と同様な国庫負担が給付時に行なわれる。(同法才165条)連合会は基金と同様に年金給付の支給に関して信託会社又は生命保険会社と、信託の契約又は保険の契約を締結しなければならないし、また業務の一部を委託することができる。(同法才159条才3項~才5項)

このほか、連合会の事業年度、予算、決算等財務に関する事項については、おおむね基金に準じて取り扱われ、連合会の事業の管理、監督その他連合会に関し必要な事項についての規制は、基金に準じて行なわれるほか、基金に関する規定が準用される。

ウ. 信託宣言

英米の信託法において認められているもので、ある人が自己の財産の一部を、今後他人の利益のために信託財産とする、と宣言し、自分自身の他の財産と区別して管理する制度又はその宣言をいう。

わが国の信託法では、才1条(信託の定義)に「財産権の移転その他の処分をなし、他人をして……財産の管理又は処分をなさしむるをいう。」と定めており、財産権の移転を伴わず、従って自己が信託財産の管理処分を行なう上記の信託宣言は、これに触れるので認められない。

エ. 信託財産の共有

- a. 信託法才24条才1項に「受託者数人あるときは信託財産はその合有とす。」とあるが、この「合有」は信託法制定のとき作成された新語で、民法でいう持分の観念や分割の請求を認める共有の観念と違って、数人の受託者が一団となって一個の権利を持つ状態をいうのである。
- b. 同条才2項は、この場合、信託行為に別段の定めがなければ、受託者は共同して信託事務の処理をしなければならないとして、合手的行動を義務づけている。ただし、相手方が、受託者に対してなす意思表示は、受託者の一人にすれば、他の受託者に対しても効力を生ずる。
- c. また才25条では、信託行為により受益者に対して負担する債務および信託事務の処理につき負担する債務は、受託者の連帯債務となる旨規定している。
- d. 受託者の一人が任務終了したときは、信託財産は当然他の受託者に帰する。(才50条才2項)

e. 以上の通り規定されているが、税制適格年金のいわゆる共同受託においては、次のように取り扱われている。すなわち、共同受託の場合はまさに信託法に規定する「受託者数人あるとき」に該当し、信託銀行数社が共同して受託者となり、委託者である企業と一個の信託契約を締結する形をとる。そして信託法第24条の適用により、その信託財産は合有となる。しかしながら、信託契約並びにこれに基づく協定書に別段の定めを行なうことにより、実際の受託者の信託事務は、殆んどが代表幹事受託者の行なうものとされ、代表幹事以外の受託者（副受託者）は、代表幹事宛に信託された掛金について、シェアに応じた配分をうけ、これを運用するにとどまるのである。

オ. 法定信託

a. 信託は通常、委託者の設定行為（信託行為）によって設定されるのであるが、場合によっては委託者の任意によらず、法律の強制により、又は法律が信託当事者の意思を解釈し、あるいは推定することによって発生する信託もあり得る。これを法定信託という。

b. この法定信託は、英米信託法では構成信託（constructive trust）と復帰信託（resulting trust）とに分れている。

構成信託とは、ある財産について権利を有する者について、その権利は他のある者の利益のために有すべきであると認められる場合、その財産を保有する者は、受益者のために信託受託者として保有しているものであるとして、法によって強制的に信託を成立せしめることである。

復帰信託とは、ある財産が信託譲渡された場合、その財産上に生ずる権利について、当初の信託とは別に、もとの所有者を受益者とする信託が成立する、と認められることである。

c. わが国においては、英米信託法の如き一般的な規定はなく、ただ信託法により次の法定信託が成立することが定められているのみである。

(1) 信託法第63条 信託終了の場合において、信託財産がその帰属権利者に移転するまでは、なおその信託は存続するものとみなす。この場合においては帰属権利者を受益者とみなす。

(2) 信託法第73条 公益信託終了の場合において、信託財産の帰属権利者なきときは、主務官庁はその信託の本旨に従い、類似の目的の為に信託を継続せしむることを得る。

4. 基金は老齢年金又は通算老齢年金の報酬比例部分給付を代行することを基本とするから、支給要件、給付額について、厚生年金保険法（以下法という）および基金設立認可基準（以下認可基準という）で、政管の年金給付より条件が悪くならないように、その最低要件が規定されている。

a. 支給要件

(1) 支給開始時期について

(ア) 法での要件

基金の年金給付の支給開始が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始より遅くならないように、つぎの二つの要件に該当する場合には、必ず年金給付を行わなければならないとして、法第131条の第1項にさだめられている。

すなわち、

(a) 加入員又は加入員であった者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。

(b) 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で、65歳に達した後に入加入員の資格を取得したものが、被保険者の資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして、被保険者の資格を喪失した日から起算して30日を経過したときである。

(イ) 認可基準での要件

以上の要件からみると、65歳以前においては、いずれかの適用事業所の被保険者である間、老齢年金又は通算老齢年金の受給権者とはならないため、支給開始しなくてもよいことになる。

しかし基金の場合、脱退者について、他の適用事業所において被保険者となっているかどうかを調べるのが困難なので、自己の基金から脱退すれば、老齢年金の受給資格要件をみたしており、かつ支給開始年齢に達していることの確認だけで、給付を行なうこととされている。これについては認可基準で、支給要件としての資格喪失は当該基金からの脱退に限定しており、また支給開始年齢も、脱退者に対しては遅くとも60歳とすること（ただし60歳以前に老齢年金の支給を受ける者については遅くともその開始年齢）とされ、設計上これを制限している。

(2) 受給資格について

厚生年金の場合は他の公的年金との通算措置があって、一定の被保険者期間以上になれば年金が支給される仕組みとなっている。その場合、それぞれの期間に対応する年金

額が算定されることになるので、基金でも認可基準により、1月をこえる加入員期間を支給要件としてはならないとして、1月でも加入員期間があれば、その期間に対応する年金を支給しなければならないとさだめられている。

(3) 支給期間について

(ウ) 基金の場合は公的年金としての性格にかんがみ、すべて終身年金として設計することとされている。法才131条の才2項で、年金給付の受給権の失権事由として、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅事由、すなわち死亡と65歳以前の被保険者資格の取得に限定しており、年金給付の終身性が規定されている。

(イ) 上記失権事由のうち、65歳以前の被保険者資格の取得については認可基準でさらに制限しており、当該基金そのものへの再加入でないかぎり、年金給付の失権、支給停止の事由とはしてならないことになっている。

(ウ) また法才133条で、基金の年金給付は当該老齢年金又は通算老齢年金が、その全額につき支給を停止されている場合を除いては、支給停止はできないとされている。ただし代行部分相当額をこえる部分については支給停止してもさしつかえない。

b. 給付額

(1) 法での要件

法才132条の才2項で、基金が支給する年金給付の額は、いわゆる代行部分相当額（加入員期間の平均標準報酬月額 $\times \frac{10}{1000} \times$ 加入員期間の月数）をこえるものでなければならないとして、給付額の面でも政管の年金給付にくらべて基金の方が不利とならないようにさだめられている。

(2) 認可基準での要件

法での要件のうえに、さらに若干の厚みをつけることが要請されている。これが年金給付のプラスアルファといわれるもので、その要件については認可基準とその取扱要領で明らかにされている。

(ウ) 給付現価での厚み

まず制度全体の大きさの面から、プラスアルファとしては、給付現価で代行部分の3割程度を確保しなければならない。そしてこのプラスアルファに該当する部分には、つぎの四つがあげられている。

(a) 代行相当額をこえる部分（固有の一時金を含む）

(b) 60歳以降において、当該基金以外の適用事業所に使用されている者に対しても、

年金給付を行なう場合における当該年金給付。

なお、これによる厚みは代行部分の14%とされている。

(c) 支給開始年齢の引き下げによる年金給付。

(d) 過去勤務期間に係る部分。

このうち(b)は必ずつけられるから、 1.30 (3割アップ) $\div 1.14$ ((b)による厚み)

≈ 1.14 となり、あと(b)以外で代行部分の14%の厚みをつければよい。

(f) 年金額での厚み

さらに個々の年金額についても、つぎの二つの最低要件がきめられている。

(a) いかなる場合であっても、少なくとも代行部分担当額に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た額程度を下回らない額とすること。

(b) 加入員期間20年以上の者については、少なくとも代行部分相当額に $\frac{10}{100}$ を乗じて得た額程度を下回らない額とすること。

5. 保険契約者以外の第三者を保険金受取人とする生命保険契約を他人のための或は他人のためにする生命保険契約という。他人のための生命保険契約においては、保険金受取人はとくに受益の意思表示を必要としないで保険契約の利益を受けることができる(商法675条)。即ち、指定された保険金受取人は保険事故発生の場合に自己個有の権利として保険金の支払を直接保険者に対して請求できる。この場合保険金受取人の権利は保険金請求権だけであって、その他の権利例えば解約権等は契約者に属する。また保険契約にもとづく義務、ことに保険料支払義務も契約者に属するが商法は契約者が破産した場合には、保険者は保険金受取人に対して保険料を請求することができるものとしている。

他人のための保険契約が成立するためには保険契約者により第三者が保険金受取人として指定されなければならない。一旦保険金受取人を指定して契約が成立した以上契約当事者はこれを変更しえないはずであるが、保険契約は通常長期にわたる契約であり、諸事情の変化により指定した受取人の変更を必要とする場合がありうることを考慮し、商法では、契約者は別段の意思表示をもって、保険金受取人を指定、変更する権利を留保することができるものとしている(商法675条1項)。通常の保険契約では指定変更権を留保するのが普通である。留保のある場合は、当初契約者自己のための保険とし、後に第三者を保険金受取人に指定することもできるし、当初指定した受取人の指定を撤回して別の第三者または契約者自身を受取人とすることもできる。指定変更権が留保された場合は、指定された受取人の権利

は確定的でなく、契約者の変更権の行使によってその権利は消滅する。ただし、商法上では保険事故発生前に契約者の変更権を行使しないで死亡した場合は、保険金受取人の権利は確定し、契約者の相続人は指定変更権を行使できないとされている(商法675条2項)。

しかしこれは必ずしも実情に沿うものとはいえないので、約款において、契約者の相続人(契約者死亡により新しく契約者となった者)も指定変更権を行使しうるように定めているのが通例である。

契約者が保険金受取人の指定変更権を留保しないで契約した場合は、指定された受取人の権利は確定的である。従って受取人が死亡すればその権利は受取人の相続人に移転する筈である。しかし商法上は受取人が死亡したときは、契約者は更に受取人を指定することができるものとしている(商法676条1項)。ただしこの場合でも、契約者がこの指定を行わないうで死亡した場合は、受取人であった者の相続人が受取人となり、契約者の相続人は指定権を行ないえない(商法676条2項)。

保険金受取人の指定変更は契約者の一方的な意思表示によってなされ、保険者の同意や、新旧受取人の同意を要しない。即ち指定変更権は形成権である。ただ契約者が受取人を指定または変更したときは、保険者に通知しなければ保険者に対抗することができない(商法677条1項)。通常、約款では保険者に通知し保険証券に裏書を受けることを要する旨定めているが、これは上述の対抗要件の一方法を定めたものであり、これをもって指定変更権の効力発生要件を定めたものではない。

なお、他人の死亡を保険事故とする契約において、受取人の指定変更によりその被保険者以外の者を受取人とするためには、被保険者の同意を必要とする。

6. ア. 企業年金保険の発売前における生命保険契約の締結に当っては、多数当事者との契約締結という保険の基本的な在り方から、契約の主体をなす保険金額、保険期間等の決定について契約者の意思を反映させ、その契約内容の細目については、保険会社が予め作成した約款に基づいて契約を締結するか否かの自由のみが残されているという形式をとっていた。

しかしながら、企業年金保険においては、企業の退職金制度と結合させなければその販売が促進し難いということに加え、一度契約を締結した以上は、よほどの事情が生じない限り未来永劫に継続されるものであるというこの保険の基本的性格から、契約内容の細目についても、その大半を保険会社と契約者とが協議のうえ定めることとしており、この点に企業年金保険がオーダー・メイドの保険商品であるといわれる所以がある。これは、企

業年金保険普通保険約款の才5条において18項目に亘る事項について契約者と協議すべきことを、またその協議決定事項は契約締結後においても変更しうることを、さらにその協議内容は保険契約の一部をなすことが規定されているところに端的に示されているといえる。その協定すべき18の事項は、年金の種類、年金の支払条件およびその支払方法、保険料の定め方、解約返戻金に関する事項等保険契約に関する権利義務に直接影響を及ぼす事項はもとより、「その他特に必要な事項」に及んでいる。その結果企業年金保険の契約締結に伴い必要とされる事項の総てについて協議決定することができ(ただし、生命保険会社は、事業方法書による制約を受けることになるが)、普通保険約款に規定されている事項で協議により変更をなし得ないのは、実質的には定義規定等ごく一部にしか過ぎないということからも企業年金保険のオーダー・メイド商品性が十分うかがい知れるものである。

イ. いわゆる「適格企業年金保険」は、企業年金保険の契約のうち国税庁長官の承認を得て税制上の優遇措置を受けるものをいうが、この優遇措置を受けるためには、その契約について法人税法施行令才159条に定める適格要件を満たす必要がある。この意味においていわゆる「適格企業年金保険」は、契約内容の協議決定に際し、その適格要件を満たすよう束縛を受けることになるので、企業の要望の総てに応じきれなくなる可能性が生じ、完全な意味でのオーダー・メイドの商品とはなり得なくなるのであるが、これは、具体的には、次のような形であられる。

- ① 退職年金の支給のみを目的とするようにしなければならないこと
- ② 事業主が生命保険会社と年金契約を締結しなければならず、かつ、保険料負担者が事業主であり、年金受取人はその事業主が雇用する従業員となるようにしなければならないこと。
- ③ 法人の場合は役員、個人企業の場合は事業主である個人またはこれと生計を一にする親族を制度に加入させないようにしなければならないこと。
- ④ 保険料および給付金の額が適正な年金数理に基づいて算定されていなければならないこと。
- ⑤ 保険料については、定額または給与の一定率その他これに類する方法によって算出することをあらかじめ定めておかななければならないこと。
- ⑥ 過去勤務債務等の額(契約締結時のほか契約の変更、新規加入および給与水準の改定の場合に生ずるものを含む。)に対応する保険料の額は、その発生事由ごとに年10分

の1以下の均等額としなければならないこと。

なお、契約者配当金の額をあらかじめ過去勤務債務等の保険料にあてる旨の定めをした金額がある場合には、上記10分の1以下の均等額に加えて認められることになるのでこの方法を行なう場合には、その旨を協定しておかなければならないこと。

- ⑦ 保険料積立金（責任準備金）に相当する金額は、事業主に返還しないようにしなければならないこと。
- ⑧ 契約が解約された場合には、保険料積立金は被保険者に帰属するようにならなければならないこと。
- ⑨ 保険料額または給付金額、受給要件等について、特定の被保険者に不当な差別取扱をしないようにしなければならないこと。
- ⑩ 「適格企業年金保険」の契約を締結することにより、事業主に対し通常の条件に比し有利な条件による貸付を行ないその他これに類する利益を与えないようにしなければならないこと。

7. ア. 信託業法上の問題

a. 信託業法4条には信託会社が引受をなすことができる財産として、動産も掲げてあるが、動産の受入れを無制限に認めると、信託業が問屋、委託販売、倉庫業等と類似の行為をなすこととなり、弊害を伴うおそれがあるので、業法施行細則3条で、「業務の種類及び方法を記載した書面」中に、信託引受の際、受入れる動産の種類を記すべきことを定めている。

b. 現在、信託銀行がこれにより受入れを認められている動産の種類は

- (1) 車両およびその他の輸送用設備
- (2) 機械用設備

となっており、その他の動産は認められていない。

イ. 仕組み

企業が設備動産を新規に購入するとき、その設備動産の製造業者が委託者兼受益者となり、購入者の注文どおりに製造された設備動産を信託財産として信託銀行に信託し、信託銀行がその所有名義人となるとともに、これを購入者たる企業に賃貸する。

賃借人（＝購入者）はこれを使用して、賃借料（設備動産の価額に対する金利相当額および減価償却相当額）を支払いつつ、分割購入してゆくという仕組みで、設備動産の処分を

主たる目的とする信託である。すなわち分割購入の支払いが完了すると同時に信託は終了し、設備動産は信託銀行（＝賃貸人）から購入者（＝賃借人）に所有者名義が移転する。

ウ. その効用

a. 購入者たる企業にとって

設備動産を一時に大量に購入するには巨額の資金が必要だが、動産信託契約を締結することによって、信託銀行からの賃借料を負担するのみで、設備動産の減価償却を行ないながら、長期賦払の形式により設備を拡大することができる。

b. 製造業者にとって

(1) 受託者は受益者に対して受益権証書を発行するが、製造業者はこの受益権証書を担保にして金融を受けることもできるし、また受益権を他に譲渡して、早期に資金回収を図ることもできる。

さらにこの受益権証書が有価証券として流通が認められることになれば、この方式に対する需要も増大するであろう。

(2) 企業が分割払いの形で設備動産を購入するに際し、製造業者との間に信託銀行が介入することによって、賦払金の取立、事故発生の際の保険金の受領等、延払期間中の債権の管理が十分行なわれるとともに、万一支払不能の事態が生じた場合でも、確実に製造業者が設備動産を回収できる。

8. ア. 信託財産とは

a. 信託法才1条に従い、委託者から受託者に信託された財産をいう。

すなわち、信託により、対象となる財産の所有権は委託者から受託者に移転するが、受託者はこれを自己の固有財産とは区別して、信託目的に従って受益者のために管理・処分しなければならぬ義務を負うのであり、かくして委託者、受託者双方の任意処分の手から離れることにより、信託法上独特の「信託財産」となるのであって、この「信託財産」については、後述の如き特別の保護が加えられるのである。

b. なお、信託財産の管理処分その他の事由によって受託者の得た財産も信託財産に属する。（信託法才14条）

c. 信託され得べき財産は、財産的価値のある、かつ管理処分し得るものであることを要する。

d. 営業信託で受託し得る信託財産の種類は、信託業法才4条により、

- (1) 金 銭
 - (2) 有価証券
 - (3) 金銭債権
 - (4) 動 産
 - (5) 土地およびその定着物
 - (6) 地上権および土地の賃借権
- に限定されている。

イ、信託財産と固有財産との区別並びに法律上の取り扱い。

a. 信託財産と受託者の固有財産との区別の方法としては、財産の種類に応じ下記の公示方法があり、これによっていないときは、信託は善意の才三者に対抗できない。(信託法才3条才1項及び才2項)

- (1) 登記または登録すべき財産権(不動産、登録債等)については、信託の登記または登録をおこなう。
- (2) 有価証券については、証券に信託財産なる旨を表示し、株券、社債券については、さらに株主名簿または社債原簿に信託財産なる旨を記載する。

ただし、(1)(2)以外の金銭、動産、一般の債権等の財産権については、原則として、公示することなしに、善意の才三者に対抗し得るものとされている。

b. 信託財産が受託者の固有財産と、法律上異なった取り扱いをうけるのは下記の諸点においてであり、特別に保護されている。

- (1) 信託財産は受託者の相続財産に属さない。(信託法才15条)
- (2) 信託財産に強制執行をなし、競売することはできない。(ただし、信託前の原因によって生じた権利に基づく場合を除く。)(同16条)
- (3) 信託財産に属する債権と、信託財産に属さない債務とは相殺することができない。
(同17条)

(4) 信託財産が所有権以外の権利である場合は、受託者がその目的である財産を取得しても、その権利は混同によって消滅しない。(同18条)